

本人が来庁できない場合の マイナンバーカード代理受取りについて

マイナンバーカードの受け取りは原則、本人が来庁する必要があります。

本人が病気や身体の障がいなどやむを得ない事情により、窓口へお越しになれない場合に限って、代理人にマイナンバーカードの受取りを委任することができます。その場合は、本人が受取りにくることができないことを証明する書類（裏面参照）を提示していただきます。

※代理受取りには、**本人と代理人両方**の顔写真付き証明書類が必ず必要です。

【受取りに必要なもの】

■ 交付通知書（ハガキ）（※注１）

■ 本人が受取りにくることができないことを証明する書類（裏面をご確認ください）

■ 通知カード（お持ちの方のみ）

■ 住民基本台帳カード、またはマイナンバーカード（お持ちの方のみ）

■ 申請者本人の確認書類

◇ Aから２点 ◇ A、Bそれぞれから１点 ◇ Bから３点（うち１点顔写真付き）

A	①マイナンバーカード／②運転免許証／③パスポート／④障害者手帳／⑤在留カード ⑥運転経歴証明書（H24.4.1以降交付のものに限る）／⑦住民基本台帳カード ⑧特別永住者証明書／⑨一時庇護許可証／⑩仮滞在許可書 など
B	①健康保険証／②年金手帳／③介護保険証／④こども医療費受給者証／⑤各種医療費受給者証 ⑥社員証／⑦学生証／⑧学校名が記載された各種書類／⑨預金通帳 ⑩病院長または施設長による顔写真の証明書類（※注２） ⑪法定代理人による顔写真の証明書類（※注２） ⑫指定居宅介護支援事業者長による顔写真の証明書類（※注２） など

■ 代理人の本人確認書類 ◇ Aから２点 または ◇ A Bそれぞれから１点（Aは顔写真付き）

A	①マイナンバーカード／②運転免許証／③パスポート／④障害者手帳／⑤在留カード ⑥運転経歴証明書（H24.4.1以降交付のものに限る）／⑦特別永住者証明書 ⑧住民基本台帳カード／⑨一時庇護許可証／⑩仮滞在許可書 など
B	①健康保険証／②年金手帳／③介護保険証／④各種医療費受給者証／⑤預金通帳

※注１：代理人が任意代理人の場合、または本人が１５歳以上で法定代理人のみ来庁する場合

- ☐ 交付通知書（ハガキ）の本人の住所と氏名欄、代理人の住所と氏名欄ともに不足なくご記入ください。
- ☐ 交付通知書（ハガキ）下部の網掛け部分の本人が設定した暗証番号の入力は職員が行います。数字と英字を見誤らないよう、フリガナをふっていただくことをお勧めします。【(例)「^{ゼロ}〇」「^{オー}〇」など】
- ☐ 暗証番号記載後は、目隠しシールを貼ってご提出ください。
- ☐ 「マイナンバーカード・電子証明書 設定暗証番号記載票」の場合は任意の封筒で封かんし、暗証番号が代理人の目に触れない形でご提出ください。

本人が受取りにすることができないことを証明する書類

やむを得ない方	疎明資料
成年被後見人	登記事項証明書
被保佐人及び被補助人	登記事項証明書
中学生、小学生及び未就学児	不要
75歳以上の方	不要
長期入院者	診断書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、病院長または施設長による顔写真証明書等（※注2）
障害のある方	障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証等
施設入所者	入所証明書類（契約書等）、病院長または施設長による顔写真証明書等（※注2）
要介護、要支援認定者	介護保険証、認定結果通知書、指定居宅介護支援事業者長による顔写真証明書等（※注2）
妊婦の方	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことがわかる領収書等
長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして交付申請者の来庁が困難であると認められる方	勤務場所・勤務形態等の来庁困難であると判断できる情報の記載がある資料
海外留学している方	査証（ビザが確認できる箇所）のコピー、留学先の学生証のコピー
高校生・高専生	学生証、在学証明書

※新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げされたことに伴い、「新型コロナウイルスによる感染拡大防止のための外出自粛」は来庁困難である理由として認められませんのでご注意ください。

※注2：以下の用紙はホームページからダウンロードできます。

（印刷できる環境がない場合、様式を手書きして作成することもできます。）

「病院長または施設長による顔写真証明書類」

「指定居宅介護支援事業者長による顔写真証明書類」

「法定代理人による顔写真証明書類」



詳しくはホームページをご確認ください。

HPはこちら